

国民健康保険の加入・脱退の手続きについて



勤め先を辞められたり、国民健康保険加入中に新たにお勤めになる場合などは届け出が必要になりますので、下記に該当されたときは**14日以内に手続きをお願いします。**

●国保に加入するとき

	手続きに必要なもの
職場の健康保険をやめたとき（注）	印鑑、健康保険資格喪失証明書（お勤めされていた事業所が加入されていた健康保険から入手してください。） ※離職票等では受付できませんのでご注意ください。
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき（注）	印鑑、健康保険資格喪失証明書
子どもが生まれたとき	印鑑、国保の保険証、母子健康手帳
他の市区町村から転入してきたとき	印鑑

（注）職場の健康保険資格喪失日前に国保の加入手続きはできませんのでご注意ください。資格喪失日は健康保険資格喪失証明書でご確認ください。

●国保から脱退するとき

	手続きに必要なもの
職場の健康保険に入ったとき、またはその被扶養者になったとき	国保の保険証、職場の健康保険証（未交付のときは健康保険資格取得証明書）、印鑑
国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、国保の保険証、会葬御礼ハガキか葬儀の領収書等、喪主の通帳（国保から葬祭費が支給されます）
75歳になり、後期高齢者医療制度に加入するとき	届出は不要です（自動的に国保を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します）
他の市区町村に転出するとき	国保の保険証、印鑑

●その他の場合

	手続きに必要なもの
住所が変わったとき、世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、該当する人全員の国保の保険証
修学のために世帯とは別の場所に住むとき	印鑑、国保の保険証、在学証明書（有効期限内の学生証のコピーでも可）
保険証を無くしたとき、破れたとき、汚して使えなくなったとき	印鑑、使えなくなった国保の保険証（無くしたとき以外）
高齢受給者証を無くしたとき、破れたとき、汚して使えなくなったとき	印鑑、国保の保険証、使えなくなった高齢受給者証（無くしたとき以外）

●お問い合わせ 保健福祉課（☎37-2114 担当：小川、高橋）

1年に1回、健診を受けて健康チェック

1. 健診日程

期 日	健 診 会 場	対象地区	受 付
8月6日(火)	横川集落センター	横川、長老	6:30~ 10:00
7日(水)	湯原コミュニティセンター	湯原、干蒲、稲子	
8日(木)	滑津公民館	滑津、峠田	
9日(金)	七ヶ宿町活性化センター	関上	
10日(土)		関下、瀬見原、矢立	

住民総合検診のお知らせです



2. 健診送迎バスの運行時間表

期 日	健 診 会 場	対象地区	時 間		乗降場所
			地区発	会場着	
8月6日(火)	横川集落センター	長老	6:30	6:50	各バス停を乗降場所としています。 バス停以外（町営バスフリー区間）で乗車希望の方は保健センターへ連絡してください。
			8:00	8:20	
7日(水)	湯原コミュニティセンター	干蒲	6:30	6:40	
			8:20	8:30	
8日(木)	滑津公民館	峠田	7:30	8:00	
			6:30	6:40	
10日(土)	七ヶ宿町活性化センター	矢立	7:10	7:20	
			6:40	6:50	

健診受けるなら今です！



※届いた受診票の中身を確認しましょう。

➡問診事項は事前に記入してご持参ください。

※国民健康保険の方と後期高齢者以外の医療保険被扶養者の方

➡専用の受診券と保険証を忘れずに！（個人負担金は町が負担）

※大腸がん健診の検体

➡専用のスティックに2日間の便を採り、当日受付に提出

※尿検査の検体

➡尿は自宅で専用の容器に採り、当日受付に提出

●お問い合わせ 七ヶ宿町保健センター（☎37-2331）